

## V 參 考 資 料

# 1 特定施設一覧表

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 挖削用の泥水分離施設	5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
		7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
		11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
	ハ 壓搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
1 2	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 壓搾施設 ニ 分離施設	1 9	紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精錬機及び精錬そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設
1 3	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設		チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
1 4	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流層施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設	2 0	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
1 5	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	2 1	化学纖維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精錬纖維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
1 6	めん類製造業の用に供する湯煮施設	21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
1 7	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
1 8	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	2 2	ロ 接着機洗浄施設 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
23	ロ 薬液浸透施設 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	27	ロろ過施設 ハカドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イろ過施設 ロ遠心分離機 ハ硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ青酸製造施設のうち、反応施設 トよう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リバリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル湿式集じん施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ自動式フィルム現像洗浄施設 ロ自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ湿式アセチレンガス発生施設 ロ酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニアクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イろ過施設 ロ分離施設 ハ水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ湿式集じん施設		
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設		
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ洗浄施設		

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
2 9	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設		ホ ふつ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
3 0	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	3 4	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、二トリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
3 1	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	3 5	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
3 2	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	3 6	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 排ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
3 3	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器	3 7	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
	の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンイジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器	3 8 38 の 2 3 9 4 0 4 1 4 2 4 3 4 4 4 5	力 メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩折施設 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。) 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 香料製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 木材化学工業のフルフラール蒸留施設

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
4 6	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	51 の 3	加硫施設 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
4 7	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	5 2	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
4 8	火薬製造業の用に供する洗浄施設	5 3	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
4 9	農薬製造業の用に供する混合施設	5 4	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機
5 0	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設		ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
5 1	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 撥発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	5 5	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
		5 6	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
		5 7	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
		5 8	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接		

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
5 9	碎石業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設		もの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素 施設を含む。）
6 0	砂利採取業の用に供する水洗式分別 施設	64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律 177 号）第 3 条第 8 項に規定するも のをいう。）、工業用水道施設（工 業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するも のをいう。）又は自家用工業用水道 (同法第 21 条第 1 項に規定するも のをいう。) の施設のうち、浄水施 設であって、次に掲げるもの（これ らの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方 メートル未満の事業場に係るものを 除く。）
6 1	鉄鋼業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設		イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素 施設を含む。） ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設で あって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除 く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	6 5 6 6 66 の 2	酸又はアルカリによる表面処理施設 電気めつき施設 エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキ サンの混合施設（前各号に該当する ものを除く。）
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。) の用に供す る施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化 成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律 第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する もの（下宿営業を除く。）をいう。） の用に供する施設であって、次に掲 げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式 洗びん施設	66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する 施設をいう。以下同じ。）に設置さ れるちゅう房施設（業務用に供する 部分の総床面積（以下単に「総床面 積」という。）が 500 平方メートル
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のう ち、廃ガス洗浄施設		
6 4	ガス供給業又はコークス製造業の用 に供する施設であって、次に掲げる		

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
66 の 5	未満の事業場に係るものを除く。)弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69 の 3	イ 卸売場 ロ 仲卸売場 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		イ 卸売場 ロ 仲卸売場
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	7 0	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
6 7	洗濯業の用に供する洗浄施設	70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
6 8	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの	7 1	自動式車両洗浄施設
	イ ちゅう房施設	71 の 2	科学技術（人文化学のみに係るものに除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場（注 1）で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ロ 洗浄施設		イ 洗浄施設
	ハ 入浴施設		
6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設		

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
71 の 3	<p>ロ 焼入れ施設</p> <p>一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設</p>		<p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設</p>
71 の 4	<p>71 の 5</p> <p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）（注 2）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p>	<p>71 の 5</p> <p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>71 の 6</p> <p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>72</p> <p>し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）</p> <p>73</p> <p>下水道終末処理施設</p> <p>74</p> <p>特定事業場から排出される水（公共用水域に排出される水を除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）</p>	<p>71 の 5</p> <p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>71 の 6</p> <p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>72</p> <p>し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）</p> <p>73</p> <p>下水道終末処理施設</p> <p>74</p> <p>特定事業場から排出される水（公共用水域に排出される水を除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）</p>

※ 指定地域特定施設（令第 3 条の 2）

瀬戸内地域に設置されるし尿浄化槽で建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものをいう。

(注 1) 環境省令で定める科学技術に関する研究等を行う事業場 (71の2)

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)
- 2 大学及びその附属試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)
- 3 学術研究 (人文科学のみに係るものを除く。) 又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (前2号に該当するものを除く。)
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物検疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業の属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

(注 2) 産業廃棄物処理施設 (71の4)

- 1 汚でいの脱水施設であって、1日当たりの処理能力が $10\text{ m}^3$ を超えるもの  
(第1号)
- 2 汚でい (P C B 処理物であるものを除く。) の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの  
(第3号)
  - イ 1日当たりの処理能力が $5\text{ m}^3$ を超えるもの
  - ロ 1時間当たりの処理能力が200 kg以上のもの
  - ハ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの
- 3 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が $10\text{ m}^3$ を超えるもの (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)  
(第4号)
- 4 廃油 (廃P C B等を除く。) の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)  
(第5号)
  - イ 1日当たりの処理能力が $1\text{ m}^3$ を超えるもの
  - ロ 1時間当たりの処理能力が200 kg以上のもの
  - ハ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの
- 5 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が $50\text{ m}^3$ を超えるもの  
(第6号)
- 6 廃プラスチック類 (P C B 汚染物であるものを除く。) の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの  
(第8号)
  - イ 1日当たりの処理能力が100 kgを超えるもの
  - ロ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの
- 7 汚でい、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設  
(第11号)
- 8 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設  
(第12号)
- 9 廃ポリ塩化ビフェニル等 (ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染みこみ、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。) 又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設  
(第12号の2)
- 10 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設  
(第13号)

## 2 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正平成26年11月17日環境省告示第126号)

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおり定められています。

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおり定められています。

なお、人の健康の保護に関する物質であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものを「要監視項目」として位置づけ、平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通達で別表2に示すとおり定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準については、別表3のとおり定められています。

また、水質汚濁に係る基準の定められていない農薬について、公共用水域等で検出された場合に水質の安全性に係る評価の目安になる「公共用水域等における農薬の水質評価指針」が平成6年4月15日環水土第86号環境庁水質保全局長通達で別表4のとおり定められています。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/ ℓ 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法(準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、付表 8 に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ ℓ 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ ℓ 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ ℓ 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ ℓ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ ℓ 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ ℓ 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ ℓ 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ ℓ 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ ℓ 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては同 43.1 に定める方法
ふつ素	0.8mg/ ℓ 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略ができる。)及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/ ℓ 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ ℓ 以下	付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2 要監視項目及び指針値（平成21年11月30日付け 環水大水発091130004号 環水大土発第09113005号）

## 公共用水域

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg / ℓ 以下
トランヌー1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg / ℓ 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg / ℓ 以下
イソキサチオൺ	0.008 mg / ℓ 以下
ダイアジノン	0.005 mg / ℓ 以下
フェニトロチオൺ (MEP)	0.003 mg / ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04 mg / ℓ 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg / ℓ 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg / ℓ 以下
プロピザミド	0.008 mg / ℓ 以下
EPN	0.006 mg / ℓ 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg / ℓ 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg / ℓ 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg / ℓ 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg / ℓ 以下
キシレン	0.4 mg / ℓ 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg / ℓ 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg / ℓ 以下
アンチモン	0.02 mg / ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg / ℓ 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg / ℓ 以下
全マンガン	0.2 mg / ℓ 以下
ウラン	0.002 mg / ℓ 以下

## 地下水

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg / ℓ 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg / ℓ 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg / ℓ 以下
イソキサチオン	0.008 mg / ℓ 以下
ダイアジノン	0.005 mg / ℓ 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg / ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04 mg / ℓ 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg / ℓ 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg / ℓ 以下
プロピザミド	0.008 mg / ℓ 以下
EPN	0.006 mg / ℓ 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg / ℓ 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg / ℓ 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg / ℓ 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg / ℓ 以下
キシレン	0.4 mg / ℓ 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg / ℓ 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg / ℓ 以下
アンチモン	0.02 mg / ℓ 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg / ℓ 以下
全マンガン	0.2 mg / ℓ 以下
ウラン	0.002 mg / ℓ 以下

別表3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月環境庁告示第10号 最終改正平成26年11月17日環境省告示第127号)

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下	日本工業規格(以下「規格」という。) K 0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法(準備操作は規格 K 0102 の 55 に定める方法によるほか、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 8 に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	シス体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふつ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K 0102 の 34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表4 公共用水域等における農薬の水質評価指針

農 薬 名	種 類	評価指針値 (m g / ℥)	
イプロジオン	殺 菌 剤	0.	3 以下
イミダクロプリド	殺 虫 剤	0.	2 以下
エトフェンプロックス	殺 虫 剤	0.	0 8 以下
エスプロカルブ	除 草 剤	0.	0 1 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺 菌 剤	0.	0 0 6 以下
カルバリル (NAC)	殺 虫 剤	0.	0 5 以下
クロルピリホス	殺 虫 剤	0.	0 3 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺 虫 剤	0.	0 0 6 以下
シメトリン	除 草 剤	0.	0 6 以下
トルクロホスメチル	殺 菌 剤	0.	2 以下
トリクロルホン	殺 虫 剤	0.	0 3 以下
トリシクラゾール	殺 菌 剤	0.	1 以下
ピリダafenチオン	殺 虫 剤	0.	0 0 2 以下
フサライド	殺 菌 剤	0.	1 以下
ブタミホス	除 草 剤	0.	0 0 4 以下
ブプロフェジン	殺 虫 剤	0.	0 1 以下
プレチラクロール	除 草 剤	0.	0 4 以下
プロベナゾール	殺 菌 剤	0.	0 5 以下
プロモブチド	除 草 剤	0.	0 4 以下
フルトラニル	殺 菌 剤	0.	2 以下
ベンシクリン	殺 菌 剤	0.	0 4 以下
ベンスリド (SAP)	除 草 剤	0.	1 以下
ベンディメタルン	除 草 剤	0.	1 以下
マラチオン (マラゾン)	殺 虫 剤	0.	0 1 以下
メフェナセット	除 草 剤	0.	0 0 9 以下
メプロニル	殺 菌 剤	0.	1 以下
モリネート (以上 27 農薬)	除 草 剤	0.	0 0 5 以下

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

別表5 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN/100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの		3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000 MPN/100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊がみとめられないこと。	2mg/l以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。							
4 最確数による定量法とは、次のものを行う(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGELB醣酵管に移植し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適切に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。							

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
〃 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
〃 3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

## 備考

1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

別表6 湖 沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN/100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考							
水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ ℥ 以下	0.005mg/ ℥ 以下	
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ ℥ 以下	0.01mg/ ℥ 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ ℥ 以下	0.03mg/ ℥ 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ ℥ 以下	0.05mg/ ℥ 以下	
V	水工農業環境 産業用 3種 業 用 環 境 全 水 水 保	1mg/ ℥ 以下	0.1mg/ ℥ 以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 　" 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 　" 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産 1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 　" 2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 　" 3種:コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

別表7 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用 水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	-	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	-	-	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表13に掲げる方法	
備考							
1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを光の吸収度でチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。 同時に試料の代わりに蒸留水を行い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a):チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml) (b):蒸留水について行った空試験値(ml) $f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$ :チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価							

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 硝 素	全 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	
II	水 产 1 种 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水 产 1 种:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 　　〃 2 种:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 　　〃 3 种:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的の低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下	0.0007mg/ℓ 以下	0.006mg/以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X

### 3 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号 平成21年環境庁告示第11号最終改正)

ダイオキシン類による水質の汚濁等に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、次のとおり定められています。

媒体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ／m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1 pg - TEQ／ℓ 以下	日本工業規格K 0312に定める方法
水底の底質	150pg - TEQ／g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg - TEQ／g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備 考		
1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		
3 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。		
4 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250 pg - TEQ／g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-T E Q／g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

## 4 環境基準類型指定状況

生活環境の保全に関する環境基準  
(1) 河川

(平成28年3月29日現在)

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
山国川水系	山国川(1)	新谷橋より上流	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	山国川(2)	新谷橋より下流	A	イ	
県北河川	津民川	全域	AA	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	跡田川	全域	A	イ	
国東半島東部河川	伊呂波川	全域	A	イ	平成18年3月31日 県告示第359号
	都甲川	全域	A	イ	
	丸川	全域	A	口	昭和49年4月1日 県告示第477号
	駅館川	全域(津房川を含む。)	A	イ	
	寄藻川	全域	A	イ	
別府速見河川	桂川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	伊美川	全域	A	イ	
	田深川	全域	A	イ	
	武蔵川	全域	A	イ	
大分市内河川	安岐川	全域	A	イ	平成17年3月31日 県告示第469号
	八坂川	全域	A	イ	
	朝見川上流	觀海寺橋より上流	A	イ	
大分川水系	朝見川下流	觀海寺橋より下流	C	口	昭和47年4月1日 県告示第227号
	住吉川	全域(流入する支川を含む。)	C	イ	
	祓川	全域	B	ハ	
大野川水系	丹生川上流	松本橋より上流(支川を除く。)	A	イ	平成11年3月31日 県告示第289号
	丹生川下流	松本橋より下流(支川を除く。)	B	口	
	大分川上流	小野鶴橋より上流(流入する支川を含む)	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
臼杵市内河川	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで(流入する支川を含む)	A	口	
	大分川下流	府内大橋より下流(流入する支川を含む)	B	ハ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大野川上流	筒井大橋より上流(流入する支川を含む)	A	イ	
乙津川	大野川下流	筒井大橋より下流(流入する支川を含む)	A	口	昭和47年4月1日 県告示第227号
	原川	原川を除く全域	A	イ	
	原川	全域	C	口	平成7年6月2日 県告示第592号
臼杵市内河川	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	末広川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
番匠川水系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	番匠川下流	潮止堰より下流	A	イ	平成20年3月31日 県告示第222号
	堅田川上流	柏江橋より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	堅田川下流	柏江橋より下流	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	木立川	全域	A	イ	
	中川	全域	B	イ	平成7年6月2日 県告示第592号
	中江川	全域	B	イ	
筑後川水系	筑後川(1)	松原ダムより上流	AA	イ	
	筑後川(2)	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	大肥川	全域	A	イ	
	花月川	全域	A	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	庄手川	全域	A	イ	
	玖珠川	全域	A	イ	
	町田川	全域	AA	イ	

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

## (2) 湖沼

(平成28年3月29日現在)

水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	A	イ	平成15年3月27日 環境省告示第36号
北川ダム	全域	A	イ	平成19年3月30日 県告示第409号

## (3) 海域

(平成28年3月29日現在)

水系等の区分	水域名	範 囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告 示 等
周防灘	豊前地先海域	別記1及び図参照	A	ハ	昭和49年5月13日
	響灘及び周防灘	別記2及び図参照	A	イ	環境庁告示第39号
国東半島地先水域		別記3及び図参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別府湾	住吉泊地水域	別記4及び図参照	C	イ	
	乙津泊地水域	別記5及び図参照	C	イ	
	鶴崎泊地水域	別記6及び図参照	C	イ	昭和49年7月1日
	大分港水域	別記7及び図参照	B	イ	県告示第796号
	別府港水域	別記8及び図参照	B	イ	
	守江港水域	別記9及び図参照	B	イ	
	別府湾中央水域	別記10及び図参照	A	3年内	
	別府湾東部水域	別記11及び図参照	A	イ	平成11年3月31日
	大野川東部水域	別記12及び図参照	B	イ	県告示第289号
	佐賀関港	別記13及び図参照	B	イ	
北海部郡東部地先		別記14及び図参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
臼杵湾		別記15及び図参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津久見湾		別記16及び図参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐伯湾	中央水域	別記17及び図参照	B	イ	平成28年3月29日
	東部水域	別記18及び図参照	A	イ	県告示第200号
南海部郡地先水域		別記19及び図参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

## (4) 全窒素・全燐に係る環境基準

(平成28年3月29日現在)

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
	松原ダム貯水池（梅林湖）	全域	III	二	平成15年3月27日 環境省告示第36号
	北川ダム	全域	III	イ	平成19年3月30日 県告示第409号
周防灘	響灘及び周防灘（二）	別記20及び図参照	II	イ	平成9年4月28日 環境庁告示第19号
	国東半島地先	別記21及び図参照	II	イ	
別府湾	別府湾（イ）	別記22及び図参照	II	イ	
	別府湾（ロ）	別記23及び図参照	II	イ	
	北部郡東部地先	別記14及び図参照	II	イ	
	臼杵湾	別記15及び図参照	II	イ	
	津久見湾	別記16及び図参照	II	イ	
	佐伯湾	別記24及び図参照	II	イ	

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

※松原ダム貯水池の全窒素0.46mg/L（暫定目標 平成20年度）

水生生物の保全に係る水質環境基準

(平成28年3月29日現在)

(5) 河川

水系等 の区分	水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
山国川水系	山国川上流	大曲橋より上流	生物A	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	山国川下流	大曲橋より下流	生物B	イ	
	山移川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	津民川上流	土居橋より上流	生物A	イ	
	津民川下流	土居橋より下流	生物B	イ	
県北河川	跡田川	全域	生物B	イ	
	犬丸川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	伊呂波川	全域	生物B	イ	
	駅館川	全域(津房川を含む)	生物B	イ	
	寄藻川	全域	生物B	イ	
	桂川	全域	生物B	イ	
	都甲川	全域	生物B	イ	
国東半島 東部河川	伊美川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	田深川	全域	生物B	イ	
	武藏川	全域	生物B	イ	
	安岐川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
別杵速見河川	八坂川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
	朝見川	全域	生物B	イ	
大分市内河川	祓川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	
	丹生川	全域	生物B	イ	
	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	
大分川水系	大分川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	裏川	全域	生物B	イ	
	寒田川	全域	生物B	イ	
	七瀬川上流	出会橋より上流	生物A	イ	
	七瀬川下流	出会橋より下流	生物B	イ	
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	
	賀来川	全域	生物B	イ	
	芹川	鑰小野橋より下流 (芹川ダム貯水池を除く)	生物B	イ	
	阿蘇野川上流	村内橋より上流	生物A	イ	
	阿蘇野川下流	村内橋より下流	生物B	イ	

水系等 の区分	水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
大野川水系	大野川	白水ダムより下流	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	判田川	全域	生物B	イ	
	茜川	全域	生物B	イ	
	野津川	全域	生物B	イ	
	三重川	全域	生物B	イ	
	奥嶽川上流	権現橋より上流	生物A	イ	
	奥嶽川下流	権現橋より下流	生物B	イ	
	九折川	全域	生物A	イ	
	緒方川上流	原尻の滝より上流	生物A	イ	
	緒方川下流	原尻の滝より下流	生物B	イ	
	稻葉川	稻葉ダムより下流	生物B	イ	
	玉来川	全域	生物B	イ	
臼杵市内河川	乙津川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
	原川	全域	生物B	イ	
番匠川水系	臼杵川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
	末広川	全域	生物B	イ	
	番匠川上流	虫月橋より上流	生物A	イ	
	番匠川下流	虫月橋より下流	生物B	イ	
	中川	全域	生物B	イ	
	中江川	全域	生物B	イ	
	堅田川上流	船形橋より上流	生物A	イ	
筑後川水系	堅田川下流	船形橋より下流	生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	木立川	全域	生物B	イ	
	筑後川下流	北里川合流点より下流 (松原ダム貯水池を除く)	生物B	イ	
	玖珠川	全域	生物B	イ	
	町田川	全域	生物B	イ	
	庄手川	全域	生物B	イ	
	花月川上流	山神橋より上流	生物A	イ	
大肥川	花月川下流	山神橋より下流	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	大肥川	全域	生物B	イ	

※ 九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

## (6) 湖沼

(平成28年3月29日現在)

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	湖沼生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
北川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第48号
芹川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第797号
耶馬溪ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第227号

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

## (7) 海域

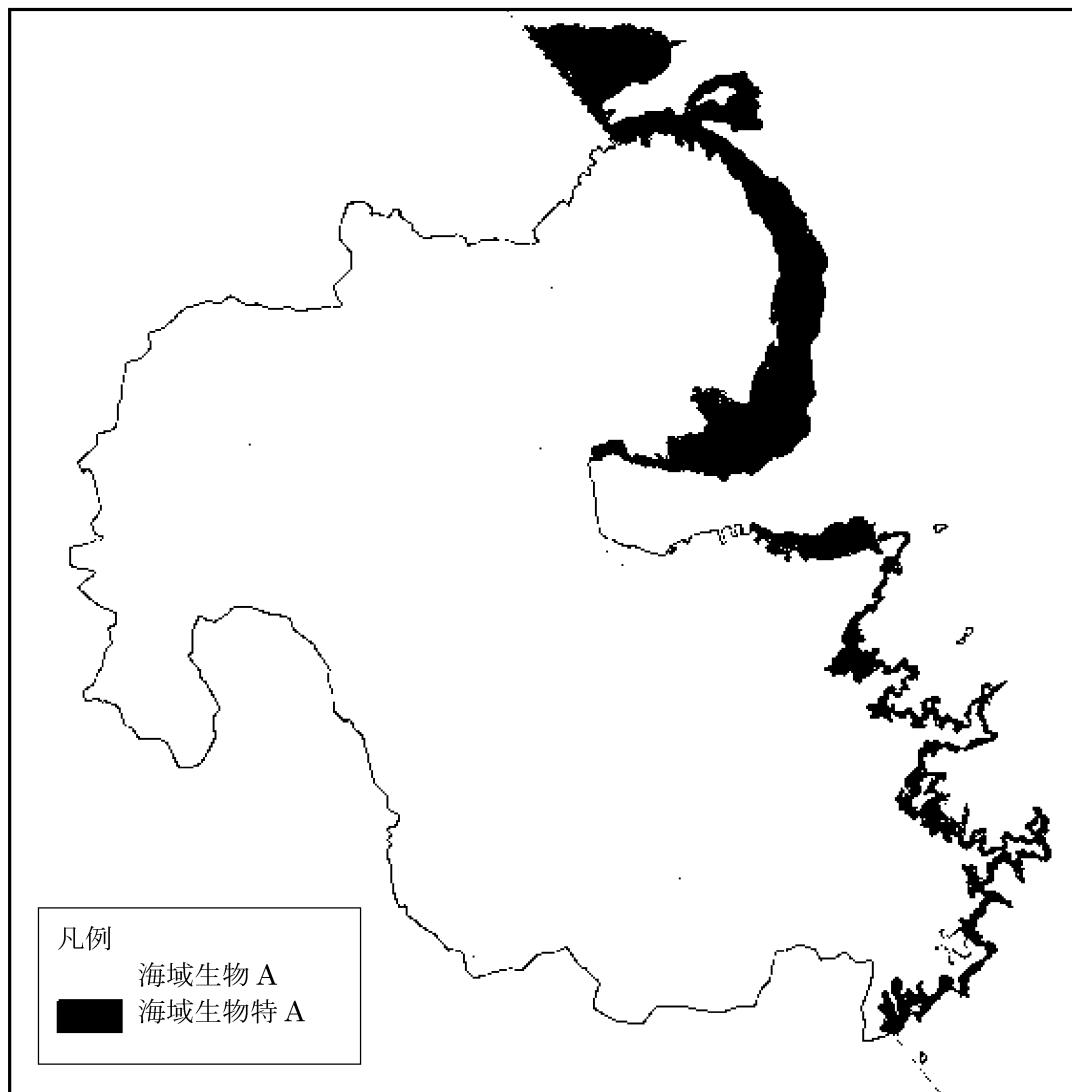
(平成28年3月29日現在)

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日 告 示 等
大分県地先水域（全域。ただし、大分県沿岸域及び大分県南部沿岸域に係る部分を除く）	海域生物A	イ	
大分県北部沿岸域（宇部市黒崎と豊後高田市香々地長崎鼻を結ぶ線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線（別府市と日出町の境界陸岸地点から水深30mの地点までの部分に限る）、水深30mの等深線及び陸岸に囲まれた海域）	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県南部沿岸域（杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深30mの等深線及び陸岸に囲まれた海域（入津湾を除く））	海域生物特A	イ	

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

図 水生生物の保全に係る水質環境基準指定状況図（海域）



**別記**

No	水 域 名	水 域 の 範 囲
1	豊前地先海域	大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒崎と大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻を結ぶ線、下関市網代崎と北九州市八幡埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域(甲)、宇部・小野田地先海域(乙)、奥洞海、製鉄戸畠泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町(注1)長崎鼻から杵築市臼石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100mの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100mの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋(別府市と大分市との境界地点)から島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町(注2)関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯1号地北東端から10度1,800mの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点 (4) 大分市と北海部郡佐賀関町(注2)との境界と海岸との交点から101度52分514mの地点から358度22分4,080mの点 (5) 大分市と北海部郡佐賀関町(注2)との境界と海岸との交点から101度52分514mの点
13	佐賀関港	北海部郡佐賀関町(注2)踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域
14	北海部郡東部地先	北海部郡佐賀関町(注2)関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
15	臼杵湾	臼杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
16	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町(注3)蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
17	佐伯湾中央	佐伯市大字二栄漁港防波堤先端と大入島大字高松浦上浦936番地を結ぶ線、大入島、元ヶ鼻と片白島北端を結ぶ線、同島、同島南端と野崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
18	佐伯湾東部	佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であって、佐伯湾中央水域に係る部分を除いたもの
19	南海部郡地先水域	鶴御崎(鶴見町(注4)と米水津村(注5)との境界陸岸地点)から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
20	響灘及び周防灘(二)	北九州市網ノ鼻とB点(網ノ鼻から南東方22,100mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度11分54秒))を結ぶ線、同地点とC点(B地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度25分7秒))を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
21	国東半島地先	西国東郡香々地町(注1)長崎鼻から杵築市臼石鼻に至る陸岸の地先海域
22	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
23	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線、杵築市臼石鼻と北海部郡佐賀関町(注2)関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
24	佐伯湾	南海部郡上浦町(注3)蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域

注1 「西国東郡香々地町」または「香々地町」とは現「豊後高田市香々地」をいう。

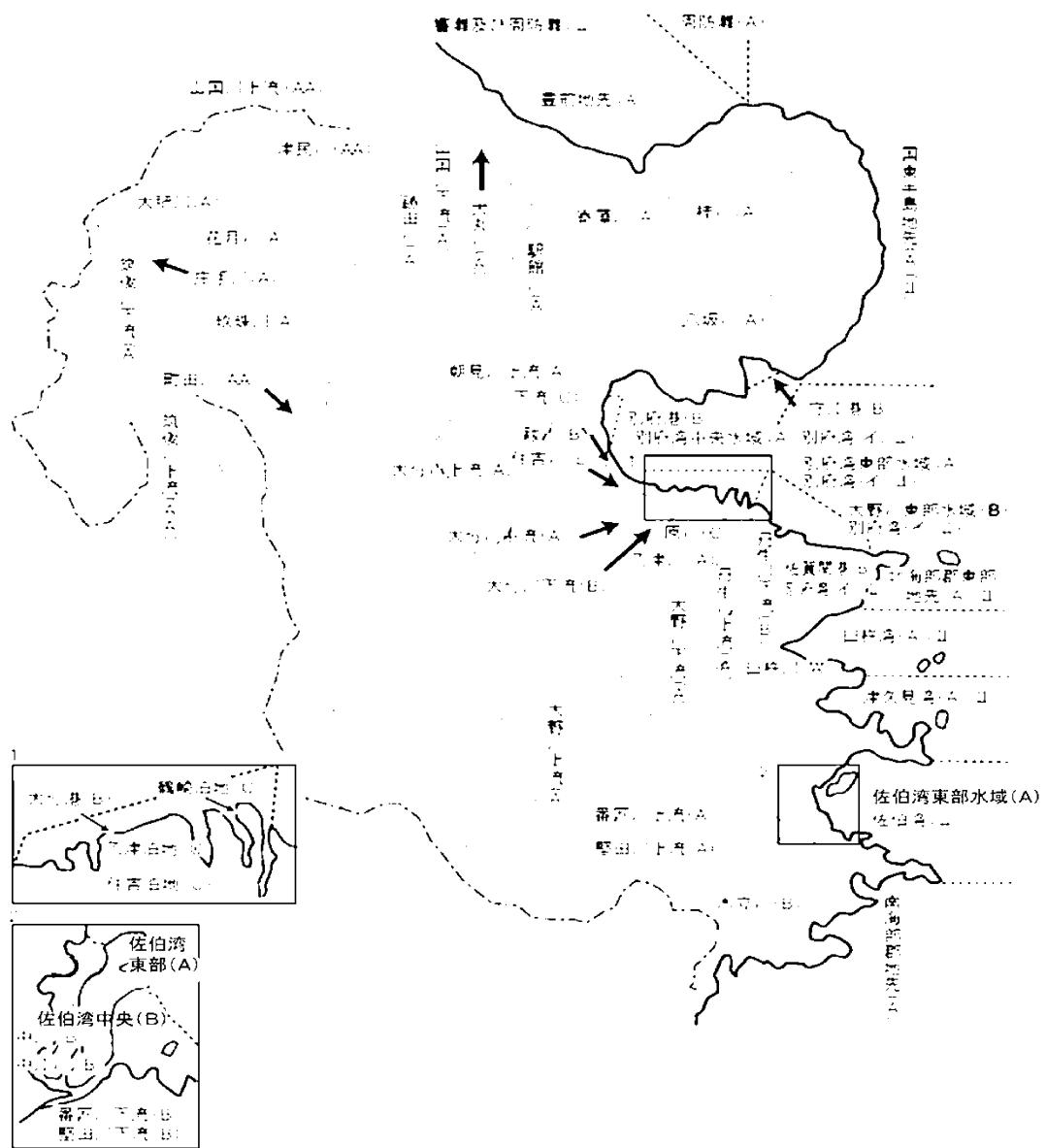
注2 「北海部郡佐賀関町」または「佐賀関町」とは現「大分市佐賀関」をいう。

注3 「南海部郡上浦町」とは現「佐伯市上浦」をいう。

注4 「鶴見町」とは現「佐伯市鶴見」をいう。

注5 「米水津村」とは現「佐伯市米水津」をいう。

## 図 生活環境の保全に関する環境基準類型指定状況図



## 5 土壌環境基準

(平成3年8月環境庁告示第46号、平成26年3月環境庁告示第44号最終改正)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1 ℥につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1 kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K 0102（以下「規格」という。）55 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1 ℥につき 0.01mg 以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1 ℥につき 0.05mg 以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液1 ℥につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検出1 ℥につき 0.0005mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1 ℥につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液1 ℥につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	検液1 ℥につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	検液1 ℥につき 0.1mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法
シス - 1, 2-ジクロロエチレン	検液1 ℥につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液1 ℥につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液1 ℥につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

トリクロロエチレン	検液 1 ℥につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℥につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3 - ジクロロプロパン	検液 1 ℥につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 ℥につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℥につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の 第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℥につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の 第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℥につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格K 0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ℥につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふつ素	検液 1 ℥につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 ℥につき 1mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

#### 備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℥につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℥につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

## 6 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

項目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム	0.01 mg／ℓ 以下	150 mg／kg 以下
全シアン	検出されないこと	(遊離シアン) 50 mg／kg 以下
有機燐	検出されないこと	
鉛	0.01 mg／ℓ 以下	150 mg／kg 以下
六価クロム	0.05 mg／ℓ 以下	250 mg／kg 以下
砒素	0.01 mg／ℓ 以下	150 mg／kg 以下
総水銀	0.0005 mg／ℓ 以下	15 mg／kg 以下
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg／ℓ 以下	
四塩化炭素	0.002 mg／ℓ 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg／ℓ 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg／ℓ 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg／ℓ 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg／ℓ 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg／ℓ 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg／ℓ 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg／ℓ 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg／ℓ 以下	
チウラム	0.006 mg／ℓ 以下	
シマジン	0.003 mg／ℓ 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg／ℓ 以下	
ベンゼン	0.01 mg／ℓ 以下	
セレン	0.01 mg／ℓ 以下	150 mg／kg 以下
ふつ素	0.8 mg／ℓ 以下	4,000 mg／kg 以下
ほう素	1 mg／ℓ 以下	4,000 mg／kg 以下

## 7 地下浸透基準

(平成元年 8 月 21 日環境庁告示 39 水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法、平成 26 年 3 月 20 日環境庁告示 42 最終改正)

有害物質の種類	検定方法	検出されるとする濃度
カドミウム及びその化合物	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法 (ただし、規格 55.1 に定める方法にあっては規格 55 の備考 1 に定める操作を、規格 55.3 に定める方法にあっては規格 52 の備考 9 に定める操作を行うものとする。行うものとする。)	0.001mg / ℓ
シアン化合物	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法	0.1mg / ℓ
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。)	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号 (環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法) (以下「排水基準告示」という。) 付表 1 に掲げる方法	0.1mg / ℓ
鉛及びその化合物	規格 54 に定める方法 (ただし、規格 54.1 に定める方法にあっては規格 54 の備考 1 に定める操作を、規格 54.3 に定める方法にあっては規格 52 の備考 9 に定める操作を行うものとする。)	0.005mg / ℓ
六価クロム化合物	規格 65.2.1 に定める方法 (着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格 65 の備考 11 の b )の 1 )から 3 )まで及び規格 65.1 に定める方法) 又は規格 65.2.6 に定める方法 (ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、日本工業規格 K 017017 の 7 の a )又は b )に定める操作を行うものとする。	0.04mg / ℓ
砒素及びその化合物	規格 61 に定める方法	0.005mg / ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る基準について) (以下「環境基準告示」という。) 付表 1 に掲げる方法	0.0005mg / ℓ
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表 2 及び排水基準告示付表 3 に掲げる方法	0.0005mg / ℓ
P C B	環境基準告示付表 3 に掲げる方法	0.0005mg / ℓ
ジクロロメタン	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002mg / ℓ
四塩化炭素	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002mg / ℓ

有害物質の種類	検定方法	検出されるとする濃度
1,2 - ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004mg／ℓ
1,1 - ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002mg／ℓ
1,2 - ジクロロエチレン	シス体にあっては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	シス体にあっては 1 ℓ につき 0.004mg、トランス体にあっては 1 ℓ につき 0.004mg
1,1,1 - トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005mg／ℓ
1,1,2 - トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006mg／ℓ
トリクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.002mg／ℓ
テトラクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005mg／ℓ
1,3 - ジクロロプロパン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002mg／ℓ
チウラム	環境基準告示付表 4 に掲げる方法	0.0006mg／ℓ
シマジン	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003mg／ℓ
チオベンカルブ	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.002mg／ℓ
ベンゼン	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は、5.3.2 に定める方法	0.001mg／ℓ
セレン及びその化合物	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002mg／ℓ
ほう素及びその化合物	規格 47 に定める方法	0.2mg／ℓ
ふっ素及びその化合物	規格 34.1、34.2 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1 C) (注(6)第三文を除く。) に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	0.2mg／ℓ

有害物質の種類	検定方法	検出されるとする濃度
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格 42.2、42.3、42.5 又は 42.6 に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格 43.1 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法により検出された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	アンモニア又はアンモニア化合物にあっては 1 ℥につきアンモニア性窒素 0.7mg、亜硝酸化合物にあっては 1 ℥につき亜硝酸性窒素 0.2mg、硝酸化合物にあっては 1 ℥につき硝酸性窒素 0.2mg
塩化ビニルモノマー	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.0002mg / ℥
1,4 - ジオキサン	環境基準告示付表 7 に掲げる方法	0.005mg / ℥

# 1 ゴルフ場から排出される農薬の指針値

(平成 2 年 5 月 24 日環水土第 77 号 平成 25 年 6 月 18 日最終改改正)

農 薬 名	指針値 (mg / ℥ )
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0. 0 8
クロルピリホス	0. 0 2
ダイアジノン	0. 0 5
チオジカルブ	0. 8
トリクロルホン (D E P)	0. 0 5
フェニトロチオン (M E P)	0. 0 3
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0. 9
(殺菌剤)	
イプロジオൺ	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0. 0 6 (イミノクタジンとして)
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0. 0 4
オキシン銅 (有機銅)	0. 4
キャプタン	3
クロロタロニル (T P N)	0. 4
クロロネブ	0. 5
ジフェノコナゾール	0. 3
ジプロコナゾール	0. 3
チウラム (チラム)	0. 2
チオファネートメチル	3
チフルザミド	0. 5
テトラコナゾール	0. 1
トリフルミゾール	0. 5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1 2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0. 5
ベンシクリン	0. 4
ベノミル	0. 2
ボスカリド	1. 1
ホセチル	2 3
ポリカーバメート	0. 3
(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
シクロスルファムロン	0. 8
シデュロン	3
シマジン (C A T)	0. 0 3
トリクロビル	0. 0 6
ナプロパミド	0. 3
フラザスルフロン	0. 3
プロピザミド	0. 5
ベンフルラリン (ベスロジン)	0. 1
M C P A イソプロピルアミン塩及びM C P A ナトリウム塩	0. 0 5 1 (MCPA として) 0. 0 5
(植物生長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0. 1 5

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{\text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の } 10\% \text{配分}) / 2(\text{L/人/日})\} \times 10$$

注2：表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値10倍値を指針値とする。

## 9 その他の基準等

### (1) 海水浴場判定基準

区別	ふん便大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
可	水質AA 不検出 (検出限界 2個/100mℓ)	油膜が認められない	2 mg/ℓ 以下 (湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全透 (水深 1m以上)
	水質A 100個/100mℓ 以下	油膜が認められない	2 mg/ℓ 以下 (湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全透 (水深 1m以上)
	水質B 400個/100mℓ 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/ℓ 以下	水深1m未満 ～50cm以上
	水質C 1,000個/100mℓ 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/ℓ 以下	水深1m未満 ～50cm以上
不適	1,000個/100mℓ を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/ℓ 超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができます。

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - ・各項目の全てが「水質A」である水浴場を「水質A」とする。
  - ・各項目の全てが「水質B」である水浴場を「水質B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質C」とする。

2 「改善対策を要するもの」については、以下のとおりとする

- (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mℓ を超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

(2) 水産用水基準 ((社)日本水産資源保護協会 平成18年3月改訂)

項目	基 準			
	淡 水 域		海 域	
	河 川	湖 沼		
有機物及び栄養塩類	BOD	①自然繁殖条件 $3 \text{ mg/l}$ 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 $2 \text{ mg/l}$ ) ②生育条件 $5 \text{ mg/l}$ 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 $3 \text{ mg/l}$ )		
	COD (アルカリ法)		①自然繁殖条件 $4 \text{ mg/l}$ 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 $2 \text{ mg/l}$ ) ②生育条件 $5 \text{ mg/l}$ 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 $3 \text{ mg/l}$ )	①一般海域 $1 \text{ mg/l}$ 以下 ②ノリ養殖場 $2 \text{ mg/l}$ 以下
	N		・サケ・アユ $0.2 \text{ mg/l}$ 以下 ・ワカサギ $0.6 \text{ mg/l}$ 以下 ・コイ・フナ $1.0 \text{ mg/l}$ 以下	水産1種 $0.3 \text{ mg/l}$ 以下 水産2種 $0.6 \text{ mg/l}$ 以下 水産3種 $1.0 \text{ mg/l}$ 以下 ノリ養殖無機態窒素 $0.07 \sim 0.1 \text{ mg/l}$
	P		・コイ・フナを対象とする場合 $0.1 \text{ mg/l}$ 以下 ・ワカサギを $\text{ppm}$ $0.05 \text{ mg/l}$ 以下 ・サケ・アユを $\text{ppm}$ $0.01 \text{ mg/l}$ 以下	水産1種 $0.03 \text{ mg/l}$ 以下 水産2種 $0.05 \text{ mg/l}$ 以下 水産3種 $0.09 \text{ mg/l}$ 以下 ノリ養殖リン酸態リン $0.07 \sim 0.014 \text{ mg/l}$
DO		6 $\text{ mg/l}$ 以上 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 7 $\text{ mg/l}$ )	同 左	6 $\text{ mg/l}$ 以上 内湾漁場夏期底層 $4.3 \text{ mg/l}$ ( $3 \text{ mg/l}$ ) を維持
pH		6.7 ~ 7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと	同 左	7.8 ~ 8.4 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと
懸濁物質	SS	2.5 $\text{ mg/l}$ 以下 (ただし、人為的に加えられるもの $5 \text{ mg/l}$ )	①貧栄養湖 $1.4 \text{ mg/l}$ 以下 ②その他の湖沼 $3.0 \text{ mg/l}$ 以下	人為的に加えられるもの $2 \text{ mg/l}$ 以下
	透明度	忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	①貧栄養湖 $4.5 \text{ m}$ 以上 ②その他の湖沼 $1.0 \text{ m}$ 以上	海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と生長に影響を及ぼさないこと。
着色		・光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 ・忌避行動の原因とならないこと。		
水温		・水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。		
大腸菌群		・大腸菌群数が $100 \text{ m}^3$ 当たり $1,000 \text{ MPN}$ 以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには $100 \text{ m}^3$ 当たり $70 \text{ MPN}$ 以下であること。		
油分等		・水中には油分が含まれないこと。 ・水面には油膜が認められること。		
有害物質		・水中には農薬、重金属、シアン、化学物質などが有害な程度に含まれないこと。(基準値は別表)		
底質		・河川及び湖沼では、有機物などにより汚泥床、ミズワタなどの発生を起こさないこと。 ・海域では、乾泥として COD $20 \text{ mg/g}$ 以下、硫化物 $0.2 \text{ mg/g}$ 以下、ノルマルヘキサン抽出物質 $0.1\%$ 以下であること。 ・微細な懸濁物が岩面、又は礫、砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の10倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCBについて溶出試験で得られた権益中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ・ダイオキシン類の濃度は $150 \text{ pg TEQ/g}$ を下回ること。		

(3) 農業用水基準（農林水産省 昭和45年3月 かんがい用水の水質指標）

項目	基 準 値	項目	基 準 値
pH	6.0～7.5	電気伝導度	mS/cm
COD mg/l	6以下	ヒ素	mg/l
SS mg/l	100以下	亜鉛	mg/l
DO mg/l	5以上	銅	mg/l
全窒素 mg/l	1以下		